

那覇市人材育成支援センターまーいまーい Naha

自動販売機設置事業者公募要項

(制限付一般競争入札)

那覇市教育委員会 生涯学習課

令和2年9月

目次

公募要項

1 設置目的	1
2 設置場所及び募集の概要	1
3 入札の注意点及び条件	1
4 取扱商品及び販売価格	1
5 設置機種等条件	2
6 設置事業者（借受者）の利用等条件	2
7 賃貸借契約の主な条件	2
8 維持管理等	3
9 公募入札のスケジュール	4
10 応募資格要件	4
11 予定価格表	5
12 応募申込	5
13 入札及び開札	6
14 質問及び回答	8
15 契約締結	8
16 その他	9
問い合わせ先	9
物件調書（仕様書）	10
図面関係	
図A	14
図B	16
契約書案	18
（様式1）公募申込	24
（様式2）誓約書	25
（様式3）質問書	26
（様式4）入札書	27
（様式5）委任状	28
（様式6）入札保証金納付申請書	29
（様式7）入札保証金納付免除申請書	30

那覇市人材育成支援センターまーいまーい Naha

自動販売機設置事業者公募要項

那覇市（以下「甲」という。）では、那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha（以下「本施設」という。）に清涼飲料自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者を公募します。

公募は、市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針（平成 23 年 12 月 6 日市長決裁）に基づき、行政財産の貸付として自販機設置場所の貸付賃料年額による制限付一般競争入札で行います。

なお、那覇市人材育成支援センターまーいまーい Naha 自動販売機設置事業者公募要項（以下「本要項」という。）には概要のみを記載していますので、公募に参加される方は、必ず詳細を物件調書（仕様書）（P10 参照）、貸付設置場所図面で確認し、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上を目的として、本施設に自販機を設置します。

2 設置場所及び募集の概要

那覇市字上間 549 番 1 所在の 1 階及び 2 階に設置する自販機 4 台について設置事業者（以下「乙」という。）を公募します。

入札は、1 階、2 階の順（A、B、C、D の順（P12～P16 参照））で、1 台ごとに行います（計 4 回の入札を行います。）。落札可能台数は、1 階 1 台、2 階 1 台の計 2 台までとします。

※A の落札者は B の入札に参加できず、C の落札者は D の入札に参加できません。

3 入札の注意点及び条件

- (1) 入札参加資格を満たしている応募事業者のみ、入札に参加することができません。
- (2) 本要項「11 予定価格表」及び物件調書（仕様書）に表示する各自販機の予定価格は、**年額**としています。
- (3) 入札の落札価格は予定価格以上の最高入札価格とします。

4 取引商品及び販売価格

- (1) 取扱商品：缶、びん、ペットボトル、紙パック等の密閉式の容器に入った清

涼飲料水（ジュース、コーラ、茶、水、コーヒー、紅茶、乳酸菌飲料、栄養ドリンク及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は対象外とします。

(2) 販売価格：法令等に違反しない価格とします。

5 設置機種条件<詳細は物件調書（仕様書）を確認してください。>

(1) インドア型（缶、びん、ペットボトル、紙パック等密閉式容器仕様）とします。

(2) 環境に配慮した省電力のものとします。

(3) 販売素材別の空容器回収箱の設置を行うものとします。

(4) 電気子メーターを設置するものとします。

(5) 漏電防止、転倒防止その他保安全管理上必要な対策を施すものとします。

6 乙の利用等条件

(1) 清涼飲料水の補充、空容器回収作業等については、甲と協議のうえ、本施設での公務に支障をきたすことのないよう十分に注意して行うものとします。

(2) 自販機にかかる電気料については、乙の負担とし、電気子メーターの使用電量等により甲が算定、作成した納付書により指定期日までに納付するものとします。

(3) 本施設の通信回線については、使用することはできません。

7 賃貸借契約の主な条件

(1) 賃貸借契約の内容

本件自販機設置は、設置場所を貸し付けることにより行います。貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項に基づく行政財産の貸し付けです。

(2) 機器設置にかかる準備期間

令和2年9月23日から令和2年9月30日

(3) 賃貸借期間（機器設置期間）

令和2年10月1日から令和7年9月30日

(4) 貸付料

貸付料は、落札額（年額）の賃貸借期間分とします。なお、貸付料の納付につきましては、甲が発行する納付書により指定期日までに納付するものとします。

また、既に納付された貸付料については、甲の責任により生じた理由により契約を解除する場合を除き、還付しません。

(5) 貸付物件の用途指定

貸付物件は、自販機及び空容器回収箱設置のみに限定します。

(6) 禁止事項

- ① 乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員がその活動のために利用する等公序良俗に反する利用をさせてはいけません。
- ② 乙は、貸付物件の賃借権を譲渡し、転貸し、若しくは担保の目的に提供し、又は地上権その他の権利を設定することはできません。
- ③ ①及び②に掲げる事項の他、本施設の公益性・公共性を損ねる行為や本施設の用途又は目的を妨げる行為を行うことはできません。

(7) 違約金

前記(5)及び(6)の条件に違反した場合は、「契約金額の100分の10に相当する額」を違約金として甲に支払わなければなりません。

(8) 貸付物件の引渡しと返還

貸付物件は、賃貸借期間の初日に現状有姿の状態を引き渡します。契約満了等により返還する場合は、甲の指定する期日までに貸付物件を原状に回復し返還しなければなりません。

(9) 契約解除

- 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができます。
- ① 貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
 - ② 乙が賃貸借契約書の各条項に違反したとき。
 - ③ その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき。

8 維持管理等

乙において、自販機の設置、商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自販機内部と外観及びその周辺の清掃・美化等の自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

9 公募入札のスケジュール概要（期間について金曜日及び祝祭日除く）

応募要項の配布	令和2年8月3日（月）～令和2年8月17日（月）
入札参加 申込受付期間	令和2年8月3日（月）～令和2年8月17日（月）17：15 必着
質問書の受付期間	令和2年8月3日（月）～令和2年8月17日（月）17：15 必着
質問書への回答	令和2年8月19日（水）
入札参加資格の 認定通知	令和2年8月20日（木）
入札保証金の 納付期間	令和2年8月24日（月）～令和2年8月31日（月）14：00 必着
入札日	令和2年9月3日（木）
入札場所	那覇市人材育成支援センターまーいまーい Naha 1階会議室
契約	入札後1週間以内

10 応募資格要件

- (1) 沖縄県内に本社や事業所、営業所を有する法人
- (2) 法人で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 那覇市契約参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 沖縄県内にある事業所、営業所の市町村税を滞納していないこと又は徴収の猶予を受けていること。
- (5) 過去5年以上、自販機設置維持管理の実績がある法人であること。また本要項に定める条件及び法令等を遵守し、「乙自らが貸付物件を自販機及び空容器回収箱設置の場所として、賃貸借期間中継続して運営する事業を行う資力、能力等を有する法人であること。
- (6) 自販機設置に関する契約又は使用許可において、過去に義務の不履行又は使用許可違反がなかったこと。
- (7) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

11 予定価格表

公募の別	合計貸付面積	予定価格
一般自動販売機	1.32 m ²	57,227 円
一般自動販売機	1.32 m ²	57,227 円
一般自動販売機	1.32 m ²	57,227 円
一般自動販売機	1.32 m ²	57,227 円

12 応募申込

- (1) 応募要項の配布：令和2年8月3日（月）～令和2年8月17日（月）
- (2) 申込受付期間：令和2年8月3日（月）～令和2年8月17日（月）17：15 必着
- (3) 応募申込みに必要な書類（入札参加申込書類）
 - ① 応募申込書（様式1：P24 参照）
※応募申込書に押印する印影については、法人の印鑑証明書と同一です。
 - ② 誓約書（様式2：P25 参照）
 - ③ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書
※受付日より3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
 - ④ 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
 - ⑤ 印鑑登録証明書
 - ⑥ 納税証明書
※那覇市に本店又は支店のある場合は、市税の完納証明書。事業所等が他市町村にある場合は、その所在地の完納証明書（市町村民税の非課税、又は、滞納がないことを証明するものに限る。）
※新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、「徴収猶予許可通知書の写し」の提出に代えることができます。
 - ⑦ 自販機運営実績報告書
※5年以上の設置運営の実績のある自販機の設置台数、設置場所、契約期間及び設置状況（継続中、契約期間満了、途中解約の場合は解約理由を記すこと）について任意の様式で作成し提出（5年以上の設置運営の実績のある自販機の設置台数が10件以上ある場合は10件まで。）
- (4) 申込手続き
申込受付期間内に、入札参加申込書類を受付場所に直接持参するか、又は郵送により提出してください。（郵送の場合は申込受付期間内に必着）。
なお、書類に不備がある場合には、受付を行いません。また、受付期間以外の受付は行いません。
- (5) 受付場所（提出先）

那覇市字上間 549 番 1 那覇市人材育成支援センターまーいまい Naha
1 階事務室

那覇市教育委員会 生涯学習課 人材育成支援センターグループ

(6) 入札参加資格の認定通知

通知予定日：令和 2 年 8 月 20 日（木）

※入札参加申込書類を審査のうえ、入札参加資格認定通知書を送付いたします。

FAX にて通知後、原本を郵送いたします。なお、入札参加資格がないと認められた場合は、この入札には参加できません。

13 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

① 入札日：令和 2 年 9 月 3 日（木）

② 執行時間：15 時より

③ 執行場所：那覇市字上間 549 番 1 那覇市人材育成支援センターまーいまい Naha 1 階会議室

(2) 提出書類等（当日持参するもの）

① 入札書（参加する入札の回数分準備してください。）

② 委任状（※代理人により入札しようとする場合のみ。）

③ 印鑑（代表者印、代理人の場合は、代理人の印）

④ 入札参加資格認定通知書

⑤ 入札保証金領収書（免除の場合は、入札保証金納付免除承認書）

(3) 入札保証金

① 入札保証金は、入札前までに現金による納付とします。ただし、那覇市契約規則（1971 年那覇市規則第 13 号）第 8 条第 1 項の規定に該当する場合は免除とします。

② 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る入札額の 100 分の 5 に相当する額以上とします。

③ 納付期間：令和 2 年 8 月 24 日（月）～令和 2 年 8 月 31 日（月）14：00 必着

※1 階事務室にて納付書を発行しますので、入札保証金納付申請書（第 6 号様式）を添えて、事前に 1 階事務室までお越してください。

④ 入札の場所における入札保証金の納付は認めません。

⑤ 入札保証金が免除の場合は、(10)入札保証金の返還、(11)入札保証金の帰属は適用しません。

(4) 入札

① 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものと

します。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記名し提出してください。押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

- ② 入札金額は、年額（1年分）を記載してください。
- ③ 入札は代理人により行わせることができます。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出してください。委任状のない入札は、無効となります。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。
- ④ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- ⑤ 電話、又は郵便等による入札は認めません。
- ⑥ 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び那覇市契約規則（1971年那覇市規則第13号）を遵守してください。

(5) 入札書の書換え等の禁止

提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(6) 開札

- ① 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行います。ただし、入札参加者、又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。
- ② 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなします。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者のした入札
- ② 入札書が所定の日時までに到着しない入札
- ③ 入札者、又はその代理人が同一事項について2通以上した入札、又はこれらの者が更に他の者を代理してなした入札
- ④ 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- ⑤ 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されない入札、又はその額が所定の額に達していない入札
- ⑥ 入札書に入札金額のない入札、又は当該金額が不明でない入札
- ⑦ 入札書に入札者の氏名及び押印のない入札
- ⑧ その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 落札者の決定

- ① 落札者は、甲の予定価格以上で、かつ、最高金額をもって入札した者とします。

- ② 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせます。

(9) 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

(10) 入札保証金の返還

- ① 落札者が決定した場合、入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。
- ② 落札者がなく当該入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還します。

(11) 入札保証金の帰属

落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、甲に帰属します。

(12) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

(13) 入札執行の公開

入札の執行は公開により行います。

14 質問及び回答

- (1) 質問表（持参、FAX、電子メールのみ対応）※電話では受け付けません。

質問受付期間：令和2年8月3日（月）～令和2年8月17日（月）17：15必着

- (2) 回答日

令和2年8月19日（水）に応募者全員へ電子メールまたは文書にて回答予定です。

15 契約締結

- (1) 契約の締結

甲と乙は、入札落札後一週間以内に契約を締結します。

- (2) 貸付料

令和2年度分の貸付料については、令和2年10月30日までに、令和3年度以降の貸付料については、当該年度の4月30日までに、甲が発行する納付書により納付とします。なお、納付の期限日が金融機関の休日にあたるときは、

次の営業日を納付の期限日とします。

(3) 契約保証金

- ① 契約保証金は那覇市契約規則第 29 条の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上を納めなければなりません。ただし、那覇市契約規則第 30 条第 1 項の規定に該当する場合は免除とします。
- ① 乙が契約保証金を納付した場合において、本契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、乙の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- ② 乙が本契約上の義務を履行しないときは、甲は本契約を解除し、納付された契約保証金は、甲に帰属します。

16 その他

- (1) 不正な応募が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止、又は公募期日を延期することがあります。
- (2) 本要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、那覇市契約規則その他関係法令の定めるところによります。

【問い合わせ先】

住所 : 〒902-0073 那覇市字上間 549 番 1 那覇市人材育成支援センターまーい
まーい Naha 1 階事務室

所管 : 那覇市教育委員会 生涯学習課 人材育成支援センターグループ

電話 : 098-917-3314 FAX : 098- 836-3355

メール : e-s-sya001@city.naha.lg.jp